

政 策 会 議 発 議 書

平成27年4月7日

発議者 市民部長

件 名	所沢市個人情報保護条例の一部改正（素案）について		
要 旨	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の施行に伴い、所沢市個人情報保護条例の改正が必要となりました。</p> <p>上記法律の規定を踏まえ、一部改正の内容を素案としてまとめましたので、協議をお願いいたします。</p> <p>各部等で意見がある場合は、4月20日（月）までに市民相談課市政情報センターへご連絡ください。その後、素案を確定し、下記の日程においてパブリックコメントを実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 意見の募集期間 平成27年5月1日（金）から平成27年5月22日（金）</li> <li>2. 応募資格 市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体、本案の利害関係者など</li> <li>3. 条例の一部改正（案）の公表方法 平成27年5月1日（金）から市ホームページに掲載するほか、市役所1階市政情報センター、まちづくりセンターで条例一部改正（案）を一般の閲覧に供するとともに、配布を行います。</li> <li>4. 意見の提出方法 郵送、FAX、電子メール、直接持参、市ホームページから電子申請</li> </ol>		
所 管 名	市民部 市民相談課	電話番号	04-2998-9206
公表区分	<p>※所管で記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公表 ・ 一部非公表 <span style="font-size: 2em;">[</span> <span style="font-size: 2em;">]</span>  <input type="checkbox"/> 非 公 表</p>		

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 発議書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。